

心にかんがみ、喫煙と健康に関する科学的研究を一層強化し、国民がより安心して吸えるたばこの供給に努めること。」という附帯決議がなされていますが、その後、政府の答弁は、いつも、ただいま研究中のためはつきりしたことが言えないという趣旨であり、一歩も前進をしていないのであります。

このように、政府は、たゞこに関する諸問題についていざれも満足のいく回答をしようとはせず、単に値上げのみ強行しようとすることは、どうぞい国民の合意が得られるものではありません。

以上の立場から、日本専売公社法等の一部を改正する法律案及び同修正案に反対し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) これにて討論は終局いたしました。

官号外報

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は

日程第二 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(灘尾弘吉君) 日程第二、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長箕輪登君。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

〔其輪登君登壇〕

○其輪登君 ただいま議題となりました船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を

過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本法の附則第二項に基づく就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象業種である近海運業、内航海運業、はしけ運送業、船舶製造・修理業の四業種において、今後も引き続き事業規模の縮小等がなされ、これに伴い、離職船員が相当数発生すると予想される状況にかんがみ、

この特別措置の対象となる船員の離職日に関する期限を、他の不況対策立法の期限に合わせ、昭和五十八年六月三十日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る三月一日当委員会に付託され、四

月二十五日政府から提案理由の説明を聴取し、五

月八日質疑を行い、同日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決しました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありま

せんか。

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま

した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり決しました。(拍手)

御異議ありませんか。

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一回は、日本蚕糸事業団は、中間安定等勘定に

本蚕糸事業団の中間安定等勘定に蚕糸業振興資金

を設け、この助成事業のより円滑な実施を図るう

とするものであります。

以下、改正案の主な内容について申し上げま

す。

第一回は、日本蚕糸事業団は、中間安定等勘定に

〔藏内修治君登壇〕

○藏内修治君 ただいま議題となりました防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を

御報告申し上げます。

本案は、予備自衛官手当の月額を二千円から三千円に改定しようとするものであります。

本案は、三月十六日本委員会に付託され、三月

二十日山下国務大臣より提案理由の説明を聴取

し、四月二十六日質疑に入り、慎重に審査を行

い、五月八日質疑を終了いたしましたところ、自

由民主党の竹中修一君より反対

案が提出され、趣旨説明を聴取した後、討論に入

り、日本共産党・革新共同の柴田睦夫君より反対

の意見が述べられ、次いで、採決をいたしました

ところ、本案は多数をもつて修正案のとおり修正

議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり決しました。(拍手)

御異議ありませんか。

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一回は、日本蚕糸事業団は、中間安定等勘定に

本蚕糸事業団の中間安定等勘定に蚕糸業振興資金

を設け、この助成事業のより円滑な実施を図るう

とするものであります。

以下、改正案の主な内容について申し上げま

す。

第一回は、日本蚕糸事業団は、中間安定等勘定に

本蚕糸事業団の中間安定等勘定に蚕糸業振興資金

を設け、この助成事業のより円滑な実施を図るう

とするものであります。

以下、改正案の主な内容について申し上げま

委員長の報告を求めます。決算委員長加藤清一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○加藤清一君登壇
君。について、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予備費等について申し上げます。
これらは財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

そのうち、昭和五十二年度分は、昭和五十三年一月から三月までの間に使用が決定されたもので、國庫負担金の不足を補うために必要な経費等二十六件で、その金額は三百四十四億円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計等六特別会計の十件で、その金額は合計八百十九億九千二百万円余であります。

特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額は、郵便貯金特別会計等四特別会計の五件で、その金額の合計は三百四十六億五千七百万円余であります。

次に、昭和五十三年度分は、昭和五十三年四月から十二月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、サケ・マス漁業の減船に伴う漁業者の救済に必要な経費等四十九件で、その金額は一千三百四十五億一千九百万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計等七特別会計の九件で、その金額は合計六百四十六億五千八百万円余であります。

特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額は、食糧管理特別会計等七特別会計の十四件で、その金額は合計百七十一億四千四百万円余であります。
次に、国庫債務負担行為について申し上げま

す。
昭和五十二年度一般会計分については、昭和五十二年発生河川等災害復旧事業費補助等三件に十八億六千二百万円の範囲内で債務を負担するこ

といたしたものであります。
また、特別会計分につきましては、空港整備特別会計で、新東京国際空港空港用管制施設復旧整備等二件に九千八百万円余の範囲内で債務を負担することといたしたものであります。

昭和五十三年度一般会計分については、迎賓館施設の整備に四億三千四百五十万円余の範囲内で債務を負担することといたしたものであります。

委員会におきましては、昭和五十二年度の予備費等は昨年十二月二十六日、昭和五十三年度の予備費等及び国庫債務負担行為は本年二月二十七日を聽取した後、質疑を行いました。

質疑終了後、予備費等を討論に付し、自由民主党は各件に賛成、日本社会党及び公明党・国民党は各件に反対、日本共産党・革新共同は、昭和五十二年度一般会計予備費及び昭和五十三年度一般会計予備費外二件に反対。その他の各件には賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、各件はいずれも多數をもつて承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、昭和五十二年度国庫債務負担行為外一件及び昭和五十三年度国庫債務負担行為については、採決の結果、全会一致をもつて異議がないと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) これより採決に入ります。
まず、日程第七の三件中、昭和五十二年度一般

(その2)につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第七のうち、昭和五十二年度特別会

計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その2)及び昭和五十二年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各所所管使用調書(その2)の両件を一括して採決いた

ます。
両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第八の三件を一括して採決いたしました。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(瀧尾弘吉君) 賛成者起立

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第九ないし第十一の三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも異議がないと決しました。

次に、日程第九ないし第十一の三件を一括して採決いたしました。

三件の委員長の報告はいずれも異議がないと決しました。

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、三件とも委員長報告のとおり決しました。

委員長の報告を求めます。商工委員長橋口隆君。

〔報告書 同報告書 〔本号末尾に掲載〕〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、本件はエネルギーの使用の合理化に関する法律案及び

○橋口隆君 ただいま議題となりましたエネルギーの使用の合理化に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を

御承知のとおり、わが国はエネルギー資源の大半を海外からの輸入に依存しておりますが、最近の国際石油情勢はますます流動的となり、エネルギー供給面の不安定な情勢は今後とも続くと見られております。

したがって、わが国経済社会の安定的発展を期するためには、エネルギー消費の増加に対応して、長期的に整合性と実効性のある総合的なエネルギー政策をより一層強力に推進する必要があることを要請しているところであります。

本案は、かかる観点から、エネルギー消費において大きな比重を占める工場、建築物及び特定の機械器具について、エネルギーの使用の合理化に強く要請されているものであります。

本件は、かかる観点から、エネルギー消費において大きな比重を占める工場、建築物及び特定の機械器具について、エネルギーの使用の合理化に強く要請されているものであります。

その主要な内容は、

第一に、工場の事業者、建築物の建築主及び自動車等の特定機械器具の製造事業者に対し、それ

ぞれエネルギーの使用の合理化に関する判断基準を示して合理化の努力を求め、必要な場合には勧告等の措置を講ずること。

第二に、国は、エネルギーの使用の合理化を促進するために、金融上及び税制上の措置、科学技術の振興を図るために、資金の供給等を講ずるよう努めなければならぬこと。

第三に、本法制定に伴い熱管理法を廃止する」と
などであります。

本案は、昨年五月十二日第八十四回国会に提出され、以来、継続審査となつてまいりました。

会に付託され、四月二十四日江崎通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を重ね、五月九日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党・国民會議、民社党及び新自由クラブの五党共同提案に係る修正案及び日本共産党・革新共同提案の修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって五党共同提案に係る修正案とのおり修正議決すべきものと決した次第であります。

この修正点は、企画「方針と行動」の改訂内容で、
する國の努力義務は、エネルギーの使用の合理化
に関する措置にとどまらないものとすること、内
外のエネルギー事情等の推移に応じ、本案の内容
に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする檢
討条項を加えることなどであります。

なお、本案に対し、総合的な省エネルギー対策
の拡充強化及び代替エネルギーの開発導入の推進
等に関する附帯決議が付されましたことを申し添
えます。

○議長(瀬尾弘吉君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

内閣総理大臣の発言（訪米並びに第五回国連）

貿易開発会議出席 及び 訪比に関する報告
内閣総理大臣（大平正芳君） 内閣総理大臣から、訪米
議長（灘山弘吉君） に第五回国連貿易開発会議出席及び訪比に關
する報告のため、発言を求められております。こ
とを許します。内閣総理大臣大平正芳君。
「内閣総理大臣大平正芳君登壇」

私の今回の訪米は、最近の国際情勢を踏まえ
て、世界経済のために日米両国が相協力して対処す
る諸問題及び当面の経済的懸案を含む二国間問題
について意見を交換し、その解決を促進するととも
に、重要な国際政治全般につき相互理解を深め
るものでありました。

カーテー大統領との会談は、相互の信頼と友
好的な雰囲気の中で、日米経済関係、安全保障
問題、国際情勢、世界経済問題等幅広い分野にわ
たしました。会談の成果につきましては、私とカーテ
ー大統領との間の共同声明に表明されておりま
が、この際、特に次の諸点を指摘しておきた
いと思います。

第一は、国際情勢についてであります。ア
メリカを中心として意見交換を行い、日米双方がそれを
国際的責任を自覚し、互いに協力しつつ心配
を割りを果たしてまいることが、世界の平和と
そのため重要であるとの点で意見の一
致を得た。

第二に、日米安全保障関係については、現在
が円滑に運営されているとの認識で一致を自
ら認めます。内閣総理大臣大平正芳君。

第三に、経済関係につきましては、日本は内

拡大や市場開放等を通じ、また、米国は、インフレ対策や石油輸入の抑制等を通じてそれぞれの国際収支不均衡の是正に努めると、中期的な展望をより明確にして、そのような展望のもとで、世界経済の安定的発展のために日米間の協力と話し合を進めしていくことにつき、意見の一致を見ました。

また、エネルギー政策の協力的な推進のため、日米科学技術協力基本協定が成立いたしました。これは一つの成果でありました。

政府調達問題を中心とする日米間の当面の貿易問題については、できる限り早期に解決すべく鋭意話し合いを継続することを相互に確認いたしました。

また、六月に開催予定の主要国首脳会議につきても、これを有益かつ建設的なものにするために、

いくべきことが再確認されたことは、日米関係を一九八〇年代に向けて実り豊かなパートナー・シップとして築き上げていく上で、きわめて重要な成果であったと考えております。政府としては、今後とも米国との協力、協調関係を基礎としつつ、わが国の国際社会に対する応分の責任を果たしてまいる所存であります。

私はまた、五月九日より十一日まで、第五回国連貿易開発会議総会において、わが国の南北問題に対する姿勢を明らかにいたしますとともに、日本比関係及び日本とASEAN諸国との関係の一層の強化を図るために、園田外務大臣とともにマニラを訪問いたしました。

UNIONの今次の総会は、第二次世界大戦開戦時に、戦略の策定を明年に控え、八〇年代の南北対話の方向づけ、そのための枠組みづくりを行い、二十一世紀に向かって、南北関係の展望を示す機会として重要な意義を有するものであります。

わが国はアジアの先進国として南北問題に積極的に貢献を果たしてまいる立場から、南北問題に対するわが国の基本姿勢を表明するとともに、本総会の成果を六月下旬の主要国首脳会議に反映させるため、私自身出席することにいたしました。

わが国は、発展途上国の中でも新国際経済秩序への共感を表明し、わが国の経済力にふさわしい国際的責任を果たすため、共通基金の第二の窓について日本が国力にふさわしい拠出を行う用意があること、及びODAの質量両面にわたる改善についての決意を述べますとともに、特にその中心を国づくりの基礎としての人づくりと農業開発に向ける用意のあることを申し述べました。

今次のフィリピン訪問では、長年の懸案であつた日比友好通商航海条約の署名が行われ、また、マルコス大統領との会談では、きわめて打ち解けた雰囲気の中で、アジア全体の平和と安定という見地より日比関係の一層の増進、アジア問題、とりわけインドシナ問題等につき意見を交換いたしました。

れた対東南アジア政策の三原則にうたわれたASEAN重視の姿勢を明確にいたしましたとともに、人づくりへの協力重視との関連で、受け入れ国が希望すれば対ASEAN奨学資金構想を実現する用意のあることを表明いたしました。

さらに、私は、マニラ滞在中のフレーザー豪州首相と会談し、現在行われている第五回UNCTAD及び来るべき主要国首脳会議で議題として予想される主要な国際経済問題について、有益な意見の交換を行いました。

さらに、日豪両国が関心を有するアジア・太平洋情勢、両国貿易・経済関係を中心として、建設的な意見の交換を行いました。

以上が、私の米国訪問及び第五回国連貿易開発会議出席及びフィリピン訪問についての概要の報告であります。わが国の果たすべき国際的責任と役割りの遂行につき、一層の御理解と御支援をお願いする次第であります。(拍手)

内閣総理大臣の発言（訪米並びに第五回国連貿易開発会議出席及び訪比に関する報告）

○議長(瀧尾弘吉君) ただいまの発言に対し質疑の通告があります。順次これを許します。川崎寛治君。

○川崎寛治君 今日、世界は、政治的にも経済的にも大きな構造変化の過渡期にあります。激動する国際情勢の中で、国民生活の安定と平和の確保を図ることは国会に課せられた最重要の課題であります。

私は、日本社会党を代表して、ただいま報告のありました日米首脳会談並びに国連貿易開発会議などについて、大平総理にお尋ねしたいと思います。（拍手）

そうではありません。アメリカペースで終始した会談は、日本国民に重い負担を担わせました。政
府調達問題は外交交渉の拙劣さを暴露しました。
日米安保はアジア安保、世界安保へ拡大し、軍事
的増強を約束し、アメリカの世界戦略の枠内に
おける日米協力にすぎないことがますます明らか
になったのであります。

れいかくにやへ
方正義政の明勅が大金を示して
いただきたいのであります。
なお、この際、金大中氏事件についてお尋ねし
ます。

金大中氏事件の第一次政治決着は、総理、あなたが外務大臣のときにつけられました。あなたと同じクリスチヤンである一人のすぐれた民主政治家が、自來六年間、自由と人権を奪われ、また、

日本の主権は侵害されたまま、まいておるのであります。韓国中央情報部の介入は明白になりました。公権力の介入が明らかになれば政治決着を見直すと

あなたは約束しました。田中元、福田前総理も繰り返し約束しました。大平総理、あなたは見直しを恐れています。なぜできないのですか。米韓で

前回お話をさせていただきましたが、何かお見えに日韓では明らかにできないのでありますか。田中元法務大臣は、日韓癒着だからだと言明しました。本院予算委員会、決算委員会で繰り返し取り上げられたソウル地下失火事件で、「自己完結の自白を受取る」へとま

五千万円減っていることが検察、国税庁で確認されていることも報道されています。自由と人権の回復を妨げ、日本の主権の回復をあえて進めようとして、自民党支持つては監督などから、拿

國の國益を守り日本の國益を放棄する日韓戀着にはかなりません。(拍手)

永遠の課題であります。ちゅうちょすることなく、政治決着を白紙に戻し、金大中氏の原状回復を図るべきであります。大平総理の勇気ある決断を求めて御見えましょ。（拍手）

次には、軍縮の問題でお尋ねをします。
総理は、プレスクランプの演説では、あえて、世界は米国の強さを背景として確固たるリーダーシップを期待しているとまで直言していますが、これはアメリカの世界戦略への追随でしかありません。今日、世界は、人類の願望に反してますま

一
置備會議の開催二月二日
二月三日、四月三日

す軍備強化の方向にあります。昨年の国連軍縮特別総会において、ワルトハイム事務総長は指摘しました。世界じゅうの軍事費は、年間四千億ドルにも達しております。その五分の一を削減して開発援助に回せば、その額は二百億ドルにも上るのあります。平和憲法を掲げる日本こそ世界軍縮へのイニシアチブをとるべきではないでしょうか。まさに、そのことが日本の世界平和への最大の貢献の道であると確信をいたしました。総理の見解を伺いたいのであります。

次の問題は、日米経済摩擦への対応についてであります。

は危険な方向に踏み出しました。大平内閣
第一に、日米間の経済摩擦への対応においても、共同声明で、内需の拡大、日本の市場の開放、黒字

測らしかつたを外的に公報し、その上、個別経済問題にすぎない政府間調達問題については東京サミット前に解決することを約束しました。ことし一月末のジョーンズ報告でも明らかなように、アメリカの攻守、議論は、毛利昇は一本にこよひ、

本來つづく國の產者主導といふから、終者改定を以て、實質成長率七%の公約の達成、赤字国債増発による景氣拡大、日本の製品輸入化率の引き上げ、産業構造の転換などの対日要求を公然と突きつけ、

より方や産業政策、金融財政政策の変更を強要しています。自由貿易主義に反する内政干渉であります。今回の共同声明で、これらの不当な要求に屈して、日本の経営者と産業界へ二重の攻撃

閣の責任はきわめて重大であります。大平内
閣の責任はきわめて重大であります。

輸入削減を行はず、慢性的なドルの海外たれ流しとインフレ政策に何ら歴どめをかけ得なかつた米国政府の重大な責任があります。IMF、ガット体制の崩壊をどう再建していくかが、日米経済調整を解決していく上での国際的な粹組みとならなければなりません。変動為替相場制による円の切り上げ政策によって、自國の国際競争力の強化を図り、それが成功しないとわかるや、日本の経済主導権に公然と介入するカーター政権の姿勢は厳しく批判されなければなりません。この点についての大平総理の所見を明らかにしていただきたいのであります。

南の要求のつまみ食いにしか映っていないのであります。現に、南北協調は人づくりからという第五回総会での大平総理の演説に対し、发展途上国への政府代表の多くや地元新聞記者からは、平板で具体性に乏しい、説得力に欠け、新経済秩序に消極的だ、エコノミックアニマルの汚名を薄めようとしているにすぎないなど、強い不満が上がっていると伝えられております。

日本の対外経済政策が国際的な非難を浴びてい

私は、与党自民党の諸君に申し上げたい。諸君は国政調査権を骨抜きにしようとしています。それは国会の自殺行為であり、諸君は自由と民主主義の墓掘り人になろうとしているのです。証人喚問、灰色高官の氏名を公表し、政治的、道義的責任を国民の前に明らかにするとともに、不正支払い防止の制度確立のために国会は全力を尽さなければなりません。

る南北の両当事者が決定すべき問題であると考えます。したがいまして、去る七二年七月、南北双方は共同声明を発表いたしましたで、自主的、平和的統一に踏み出したわけでござりますし、最近におきましても、南北両当事者間におきましては対話再開について新たな動きが見られたようござります。なお南北の立場には相当の隔たりがあるようでございますが、わが国といたしましては、対話が再開されまして実りある成果を上げること

本対EC、日本対ASEANといった、そのときどきの相手側との間に起きる危機の打開ばかりを考へているからであります。世界共通の危機であるインフレや失業あるいは貧困や飢え、公害などに 対処していく心構えや政策の確立を怠がなければならぬのです。UNCTADマニラ総会が終るとすぐに東京サミットが始まります。八〇年代を展望し、日本は南北のかけ橋として平和

大平総理、航空機疑惑の徹底解明と、あなたが予算委員会で約束された会計検査院法の改正や日本版SECの新設など、構造汚職根絶についての決意を国民の前に明らかにされることを求めます。また、古井法務大臣からも、汚職防止制度確立の方向を明らかにされることを要求して、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

を期待いたしたいと考えております。
一方、政府といたしましては従来より、朝鮮半島の緊張緩和のための国際環境づくりに可能な限り貢献したいと考えております。具体的には、米中ソを初め、各国首脳等との会談の機会に、朝鮮半島の緊張緩和の必要性を強調する等の努力を払つておるつもりでございます。
第三には、軍縮についてのお尋ねがございました。

大平総理は、国連貿易開発会議の第五回総会で、その展望をどうお持ちでしょうか。私は、交渉経過について、政府の最高責任者としての総理の方針を明らかに示していただきたいと思います。次にお尋ねいたることは、南北問題への取り組みの姿勢についてであります。

的な世界秩序の創出、地球的な共同体の形成に役割りと責任を果たさなければなりません。大平総理の見解を明らかにしていただきたいのであります。

南北問題への日本政府の基本方針を明らかにされました。しかし、この基本方針は、南北問題の正しい解決を図るものでは決してありません。南の発展途上国が求めていたものは、二月にタンザニアアで七十七カ国グループが採択したアルーシャ議に示されていますように、現行秩序の不公平かつ不正義が発展途上国の開発を阻害していることとて、国際経済秩序の根本的な構造改革、すなわち新国際経済秩序の確立であります。

ところが、大平内閣の基本方針は、政府開発援助の増額と借款条件の改善、国際的目標である対国民総生産比〇・七%援助への接近などを提起しているだけであります。発展途上国から見れば、

商岩井不正事件に終わりました。疑惑解明について、大平総理は本気で取り組もうとしたであります。三木内閣のそれよりもはるかに後退してしまうか。三木内閣のそれよりもはるかに後退してしまふのであると国民は受け取っています。

は、国際社会全体の平和と繁栄に尽くすこと自体が、みずから平和と繁栄を確保する道であることはよくわかつております。あくまでも平和国家としての立場から、広く世界の平和と安定のために、わが國にふさわしい外交的、政治的責任と割りを果たしてまいる覚悟であります。川崎が仰せになりましたように、平和の創造、争いの和解に徹せよというお考えは私も全く同感に存ります。

それから第二に、朝鮮半島の問題についての御質疑でございました。

朝鮮半島の将来は、基本的には朝鮮半島におけることはございません。わが國といたしましては、

深まっています。

る南北の両当事者が決定すべき問題であると考え

可能なかどうか、その日途と政府の方針を示していただきたい。

また、今後、わが国の経常収支の不均衡が改善されたといったとしても、対米黒字が減少しない可能性はきわめて高いわけあります。大統領選挙を目前にしたアメリカでは、次から次へと別の個別問題を提出され、それをわが国に突きつけてくるという可能性というのはきわめて多いわけありますけれども、そうした事態は回避される見通しがあるのかどうか、わが国企業が大きく心配している点もあわせて明確にしていただきたいと思うであります。

第三は、今回の共同声明に対する米国議会の反応であります。

米国議会においては、対日貿易不均衡に関する強硬論が根強く存在しておると見られております。今回の共同声明は、ジョーンズ・レポート等に象徴される最近の米国議会の討議に対しても説得力を持つものであるかどうか、この辺も率直な御意見を承りたいのであります。

第四に、エネルギー問題についてであります。総理が持たれていたエネルギー問題についての基本的な見解をお伺いしたい。

今回の日米首脳会談の際に締結された日米エネルギー技術協力協定は、私ども高く評価しているものであります。わが国政府としては、エネルギー技術の早期完成のため手段の配慮を望むものであります。いかがでしょうか。

また、今回の共同声明の中に「日本と米国が必要かつ經濟的正當性を有する原子力開発計画に不当な制約を課することを避けつつ」とありますけれども、これは、現在、日本が核燃料サイクルを独自に確立するための再処理工場や高速増殖炉の計画についての日本の方針を理解し、制約しないといふらかのめどが立ったのかどうか、これもあわせてお伺いしたいでございます。エネルギー問題は重要な問題であり、この際、政府として、これに対する特段の姿勢を示されることを希望す

るものであります。

次に、わが国の南北問題に取り組む姿勢について、このUNCTAD第五回総会の出席とあわせ、総理の御見解を求めます。

総理が今回、日本の総理大臣としては初めて第五回総会へ出席され、開発途上国の声を直接耳にされるとともに、わが国的基本姿勢を説明されたという、その積極的姿勢については評価いたしました。しかし、その反面、その具体的内容はきわめて抽象的だという批判が数多く存在するのであります。南側世界に対する日本の依存度が他の先進国に比べてきわめて高いのがわが国の特色であります。しかし、その反面、その具体的内容はきわめられません。

NCTADに対する態度がござなりであるということになりますと、深刻な事態を引き起さなければなりません。

総理は、本年二月開発途上国七十七カ国グループが合意したアルーシャ宣言に対し、大きな感銘と深い同意という言葉で、アルーシャ宣言に凝縮された南側の立場に理念としての共鳴ないしは賛意を示されました。しかし、このよな後発開発途上国に対する一般特惠関税特別措置にせよ、共通基金への拠出にせよ、ODAの質の改善にせよ、いわゆる人づくりへの協力にせよ、今後日本が進めていく行動は、いずれも大綱は示されておりますけれども具体的な点で明らかではありません。総理のアルーシャ宣言に対応する具体的、政策的取り組みをまず明示していただきたいのであります。

次に、総理は、開発途上国との貿易について演説され、東京ラウンドに臨む決意を披瀝されましたが、開発途上国としては、現実的に東京ラウンドそれ自体に不満を表明しているのであります。

この不満をどのように評価し、どういうよう受けとめていらっしゃるか、お伺いしたいであります。さらに、一次產品共通基金の「第一の窓」につい

て、任意拠出についても應分の協力を行う所存であります。

あるとの演説でありますが、「第一の窓」への取り組みあるいはどの程度の拠出の意思があるのか、明確にしていただきたいのであります。

次に、南側開発戦略は、一九七三年の国連アジア太平洋経済社会委員会東京総会が象徴いたしましたように、農業重視の路線を示しております。

総理が強調されました人づくりの最も緊急課題の一つは、農業の振興と農村建設のために経済協力援助というものを重点に置くべきものだと思うのでござりますけれども、その内容、具体的な方法等について、これを示していただきたいと存じます。

私は、質問を数多く具体的に並べましたが、今回の御行動に関してきわめて不明朗な点が多くいたことになりますと、深刻な事態を引き起さなければなりません。

私は、質問を数多く具体的に並べましたが、今と深い同意という言葉で、アルーシャ宣言に凝縮された南側の立場に理念としての共鳴ないしは賛意を示されました。しかし、このよな後発開発途上国に対する一般特恵関税特別措置にせよ、共通基金への拠出にせよ、ODAの質の改善にせよ、いわゆる人づくりへの協力にせよ、今後日本が進めていく行動は、いずれも大綱は示されておりますけれども具体的な点で明らかではありません。総理のアルーシャ宣言に対応する具体的、政策的取り組みをまず明示していただきたいのであります。

○内閣総理大臣(大平正芳君) 渡部さんの御質疑にお答えいたします。

第一の御質疑は、共同声明にうたわれておる千九百八十年代に向つての実り豊かなパートナーシップ」というものの実質的な意味は何かといたことでございました。

今次首脳会談におきましては、現在の日米間のパートナーシップが相互の信頼関係に支えられて、当然アメリカ側からの説明が行われたことでありますよう、その内容について承りたいのであります。

総理は、事件当時の外務大臣でいらっしゃいました。そして、そうしてその当初、問題の処理に当たられた方であり、責任は今日といえども決して軽くなれどそれ自体に不満を表明しているのであります。

この不満をどのように評価し、どういうよう受けとめていらっしゃるか、お伺いしたいであります。これは申すまでもなく、日米両国は、政治的に権利侵害といふ深刻な事態が発生していたにもかかわらず、当時のわが国政府はその真相の徹底究明を進めず、二度にわたるあいまいな政治的決着を行われた結果、国民の不信を増大し、日韓間の不協和音を高めたことはきわめて遺憾であります。

わが党は、朝鮮半島の自主的、平和的統一を前

りまして、そういうことを共通の理念としておることを述べたものでございます。

それから、渡部さんは、私の外交政策を国会におきまして、もっと具体的に、また精力的に説明すべきではないかという御指摘でございました。私の外交の考え方につきましては、施政方針その他両院の質疑におきまして随時申し述べておりますけれども、今後一層精を出していくつもりでございます。

それから、自衛力の質的改善ということとは今日それを必要とする国際情勢が発生したかというお尋ねでございましたが、そうではなくて、アメリカとわが国との安全保障体制を基調としながら、わが国みずから防衛力の質的改善に努めるということは、すでに防衛計画大綱等において明らかにしてきていたところでございまして、共同声明におきましてはこの基本的政策を確認したまでのものでございまして、今日の国際情勢にかんがみましては、わがに思いついた考え方ではないのであります。

防衛力の質的改善とは、諸外国の軍事技術の動向に対応いたしまして装備の更新、近代化等を着実にやってまいいるということを意味するものでございますが、わが国の憲法、非核三原則を前提といたしておりますのでござりますから、核戦略を含めたものでないことは言うまでもないことを、ここに念のため申し添えておきたいと思います。

それから、わが国の防衛費負担はG.N.P.1%でコンセンサスができるところ、これ以上でも以下でも國民は納得しないだろうという意味のことを私が述べたという御指摘でございまして、大体そういう意味のことを述べたわけでございます。これは、渡部さんも御承知のように、各年度の防衛費額の総額は当面G.N.P.の1%を超えないところをめどにいたして編成いたしておるつもりでございまして、私は、このような従来からの政府の方針を踏まえて申したりでございます。

なお、最近のこれに関しましての世論調査を聞きましても、渡部さんも御承知かと思いますけれども、今まで

も、増額した方がよろしいというのが四十七年に一〇%，五十三年に二〇%を出ております。いまのうような傾向を示しておりますので、ただいま政府がとつておる政策は、ほぼ国民の世論にも合致しておるのはないかという判断を踏まえて申したつもりでございます。

それから、渡部さんは、対ソ、対中、対ベトナム等についてのどういう話をしたかということについてのお尋ねがございました。

中国との間では、日米両国とも安定した建設的な関係を維持していくこと、そして中国の近代化に対しましては、平等の立場で協力しようということで意見の一致があつたわけでございます。

ソ連との間におきましては、未解決の問題はござりますけれども、経済その他の交流を進めて、安定した関係をもつて進めてまいりたいと私が述べたに対しまして、カーター大統領よりは、SALT IIの合意を得るために努力しており、近く妥結の見込みであるとの説明がございました。私より、日本はこのような米国の努力を評価しております、成功を祈ると申し述べておきました。

朝鮮問題につきましては、何らかの合意があつたかというお尋ねでございましたが、今回の首脳会談におきましては、朝鮮問題につきましては、南北両国が朝鮮半島における緊張を緩和するため、日本が朝鮮半島における実を結ぶことを期待しながら、日米両国が朝鮮半島における緊張を緩和するため、その国際的環境づくりに努力を続けるということとで合意を見たわけでございます。

北朝鮮との国交樹立につきましては、今次首脳会談におきましてはお話を出ませんでした。

ベトナムでございますが、日米両国は、カンボジアにおきまして依然として武力紛争が継続しており、中越両国では紛争解決のための話し合いが行われるもの、依然としてインドシナ半島は、その緊張状態が続いているということを懸念して、主

権、領土保全及び独立の尊重の原則によりましてこの地域における緊張の緩和と平和の確立が図られることが望ましいという認識で、見解の一一致を見たわけでござります。

わが国は、ソ連海空軍のベトナム基地利用が、その態様及び頻度によってはアジアにおける不安定要因になりかねないことはすでにベトナムにもソ連にもこの懸念を伝えてござりまするし、米国も同様の申し入れをソ連に対しても承知いたしております。わが国としては、今後とも深い関心を持ちながら事態の推移を見守つてまいります。わが國としても、現段階で対越政策を見直すということは考えておりません。

それから、インドシナの難民問題についてのお尋ねでございました。

この問題が、今度の首脳会談における重要な議題の一つでございましたことをここに御報告を申し上げます。わが国といたしましては、この難民問題に対するアメリカ側の大変な努力に対しまして敬意と謝意を表しますとともに、わが国自身も、人道的見地から、国連の難民高等弁務官事務所にその費用の約四分の一を負担してまいったところでございますが、さらに御指摘のように、定住条件の範囲を拡大するということにせつかく努力をし、その他を含めて八項目の総合的な対策を決めて取り組むことについたしたことアメリカ側に申し述べておきました。

なお、政府はさらに先般、難民流出抑制をペトナム政府が行つてもらわなければならぬということを、ペトナム政府に要請をいたしたところでございます。

それから、難民条約、難民の地位に関する条約、同議定書への加入でございますが、次期通常国会におきまして御承認を求める方向でただいま検討をいたしております。

中東政策についてのお尋ねでございました。結論から申しますと、わが国の中東政策は全然変更をいたしていないわけでございます。つまり

り、わが国といたしましては、中東地域が国際政治経済の上からもしまして非常に重要な立場を持つておること、それからわが国との相互依存関係が非常に深いことを頭に置きまして、この中東地域の各国々との間に友好関係を持つておるわけでございまするし、それらの国々の工業化を含めての國づくりのためには経済協力もいたしましておるところでございまして、この基本的な関係は今後も続けてまいります。つまりカーター大統領の努力によりまして、イスラエルとエジプトの間に平和条約が締結されるようになりましたことは、日本といたしましては、この条約が中東和平へ向けての前進をもたらすものでなければならぬとの立場をとつております。で、包括的和平を望むアラブ側の意向にも十分理解を示しておりますつもりでござります。

このようだ、わが国は、中東政策につきましてはその継続性と独立性を堅持しておるものでございまして、米国に同調してこれを変更しておるというようなことはいさきかもいたしておりません。

次に、経済摩擦についての解消についてのお尋ねでございました。

日米間には往復四百億ドルに近い巨大な貿易が行われておるわけでございますが、日ごろ経済摩擦が起きても不思議はないと思うのでありますて、問題は、起きました問題を次々に手際よく相互信頼の中で片づけてまいることが大事だと考えておりまして、今日までも、農産物の輸入問題、皮革の問題、織維の問題あるいは関税引き下げの面倒し問題等につきましては合意を見て解決をしてまいつたのでございますが、残念ながら解決しようと思いましたけれども政府調達問題だけが残りましたことは大変残念に思っております。しかし、これも、日米首脳会談におきまして、できるだけ早く解決の軌道をつくり上げようじゃないかということ、継続案件として引き続き協議しようということで確認し合つておるわけでございまして、

昭和五十四年五月二十二日 衆議院会議録第二

それから、日米共同声明の中の、われわれが遂行する「基本的政策」とは何かというお尋ねでござりますが、これは共同声明に盛られておるとおり、わが国としては内需拡大、市場開放を通じまして、また、米国としてはインフレ対策や石油輸入の抑制等を通じまして、それぞれの国際収支の不均衡の是正に努めるという中期的な展望に基づく政策を、ここに「基本的政策」と申し上げたつもりでござります。

は満足するのがというお尋ねでございました。これに対しましては、また共同声明にもございますように、わが国の経常収支の黒字が、世界的に見て国際貿易及び支払いの上で擾乱要因になっておりますことは、これは否定できない事実でございますので、それが「均衡がそれから持続可能な国際貿易及び支払いのパターン」と合致した状態となるまで、「と書いてございます。そういう状態になるまで日本はこういう政策を進めてまいるということで、合意をいたしておるわけでございます。

しかば、内需の拡大はいまのような状態で果たして公約を果たすことができるかということでございますが、輸出は引き続き低調に推移しておりますけれども、国内需要は、御案内のように個人消費、設備投資とも着実に伸びております。今後とも、物価の安定に気をつけながら、引き続き現在の内需拡大基調を維持してまいりたいと私は考えております。

のために銳意努力をしてまいつたわけでござりまして、私は、いまわが国の市場開放の度合いなどに諸先進国に比較いたしまして遜色がないとは考えていないわけでございますけれども、今日、そうでありながらも日本の黒字幅が異拡大するというような状況は決して健全とはいわないわけでござりますので、政府としては、とも、東京ラウンド交渉において各國が合意関税の引き下げ及び規格検査、政府調達等のコードに沿いまして、できるものから早期放に当たつてまいります。こうしたうな努力によりまして、国際的にも信任が得るものと確信をいたしております。

それから、大統領選挙を前にいたしまして、う次から次とアメリカが問題を提起していくないかということでござりますが、先ほど申したように、若干の問題の提起がありましたが、これにはそれぞれ解決がつきまして、残ども、政府調達の問題も、近く解決の展望を持つて、ということで御理解をいただきたいと思うのります。

米国議会との関係でございますが、私も両參上いたしまして、指導者と時間をかけて会いたしましたつもりでございます。なるほど米議院対日批判は相当厳しいものがござりますが、ど申しましたように、日米両国が地域的な展立ちまして、それぞれの政策を精力的にやってりますならば、この解消は不可能でないといふにつきまして相当の御理解が得られたもの信をいたしております。

それから、エネルギーの政策についてのおでございました。

今日、エネルギーの問題が日本にとりましても、おいても数量におきましてもどうして確保いまして、この安定供給を確保し、それから、石油代替エネルギーをどう開発してまいか、新エネルギーをどのように開発してまい

貢疑 訪米等に関する報告に対する渡辺朗君の質疑

国との協調も得ながら、大胆に周到な政策を行つていかなければならぬと考えておりますが、詳細は今後国会でも論議されますので省略をいたしますが、とりわけ東京サミットを控えまして、この東京サミットはエネルギー問題が最大の焦点になるのではないかと考えておりますし、省エネルギー、代替エネルギーの開発導入、新エネルギーの研究開発等に対しまして、先進主要国が一致するのではないかと考えております。内外に示されることは必要であろうと考えております。

六六八

でございます。

また、人づくりの問題と並んで農業問題が非常に重要であることは御指摘のとおりでございますし、人づくりの問題も農業開発の問題と一体となつて進めるべきではないかという御意見は、全く御同感でございます。

それから、金大中事件につきましては、先ほど川崎さんにお答え申し上げたとおりでございました。今度の日米首脳会談におきましては、この話は一切出ませんでした。(拍手)

○渡辺朗君 私は、民社党を代表して、日米首脳会談等に関して、総理に質問をいたしたいと存じます。

それから、原子力開発計画に対するアメリカ側の見解でござります。
渡部さんが御懸念になつておりますのは、恐らく、アメリカが原子力開発計画に対しまして消極的になつて、わが国の燃料サイクルを独自に確立しようというようなもくろみに対しましてあるいは消極的な態度を示したのではないかという御懸念かと思ひますけれども、そういうことはございませんでした。今度の共同声明にもありますように、日米間では、核不拡散政策を進めるに当たり、必要かつ経済的正當性を有する原子力の開発計画に不当な制約が課されではないといふ原則について、意見の一致を見ましたことは御案内とのおりでござります。
それから、アルーシャ宣言についての見解を求められたわけでござりますが、先ほど川崎さんに申し上げましたように、「われわれは開発途上国との決意と主張に対しまして理解と共感を持っておるわけでござりますけれども、しかし、「第二の窓」に対するわが国のコメントを具体的に

しなかつたゆえんのものは、まだこの内容が、運営の形態が明らかでございませんし、抛出国の範囲が明確でございませんので、現段階では明らかにし得ない面がございますので遠慮いたしましたけれども、今後他の先進国との協調を図りながら、わが国としての責任は果たしてまいるつもり

○福壽長(三宅正一君) 渡辺朗君。

○渡辺朗君 私は、民社党を代表して、日米首脳会談等に関して、総理に質問をいたしたいと存じます。

的になつて、わが国の燃料サイクルを独自に確立しようというようなもくろみに対しましてあるいは消極的な態度を示したのではないかといふ御案内とおりでござります。

それから、アルーシャ宣言についての見解を求めるわれたわけでございますが、先ほど川崎さんにも申し上げましたように、われわれは開発途上国との決意と主張に対しまして理解と共感を持っておるわけでござりますけれども、しかし、「第二の窓」に対するわが国のコメントを具体的に

しなかつたゆえんのものは、まだこの内容が、運営の形態が明らかでございませんし、抛出国の範囲が明確でございませんので、現段階では明らかにし得ない面がございまするので遠慮いたしましたけれども、今後他の先進国との協調を図りながら、わが国としての責任は果たしてまいるつもり

れであります。一時的に時をかせいでしても、火種は消えたわけではございません。しかも、これらの対米公約を数年のうちに実現することが果たして可能でありますから、懸念するところであります。石油価格の高騰など、変動するエネルギー事情によって、わが国とのこれから経済成長そのものがきわめて不透明になつてゐるのが現状ではないでしょうか。総理は、確固たる成算を持つてこれらの約束をされたのでありますから、国民の懸念に對して答えていただきたいのであります。

訪米中、総理は、ナショナルプレスクラブでの演説を通じて、わが国の経済構造の転換を行うといふ決意を内外に向かつて表明されました。まことにわが国をめぐる状況はそのとおり厳しいものがあると私も考えます。そして、わが国がいま、いやおうなしに取り組まなければならない重要な課題を総理は指摘しているのであります。

しかし、総理、問題は、どのようなプログラムをもつて具体的にわが国経済の構造転換を実行しようとおも考えます。その点にかかるつております。ことに国民生活と重大なかかわり合いを持つ問題であるだけに、国民の前に具体策を提示して合意を得る努力がなければ、国民にとっては不安のみが大きくなつてしまります。また、国際的にも信頼を失うことになるのではないでしょか。総理のいま実行力が問われていると言うべきであります。私は、総理の明確な構想を聞かせていただきたいと存じます。

次いで、政治的な問題についても幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

共同声明では、安全保障、中国問題、朝鮮半島から中東情勢に及ぶ広範な国際関係に言及しております。しかしながら、いずれの項目についても、わが国の独自な主張と役割りが少しも盛り込まれていませんことを遺憾と思うのであります。総理は、米国の世界政策を追認し、わが国がその補完的な役割りを果たしていくという受け身

の約束をしてこられたのではないでしようか。

たとえば、総理は、わが国の自衛力の質的改善を図ることを明言されておりますが、この質的改善とは具体的に何を意味するのであります。

共同声明の文脈から読み取れるものは、米国からの防衛設備の調達を増大していくことではあります。

総理が本当に自衛力の質を高めようとするなら、本来真剣な安全保障の論議をもつと積み重ねるべきであります。そしてまた、徹底的に疑惑の解明に当たることによってモラルを高め、防衛についての国民的合意をつくり出す努力、これを進めることが始めるべきであろうと思ひますが、いかがでございましょうか。米国から装備購入増大が即防衛力の質的改善では断じてあり得ないことを銘記すべきだと存じます。

総理の姿勢は、みずから進んでわが国の独自の立場を明らかにする、その点において欠けていると言わねばなりません。国際関係の諸問題について特にそのことが顕著であります。

総理は、朝鮮半島の緊張緩和のために日米協力、これを共同声明の中にうたわれております。

具体的にどのような行動を意味するものであります。しかし、総理の口から国際軍縮への力強い呼

びかけはなぜ表明できなかつたのであります。

指すべき世界像が欠けております。両国首脳の間で米ソ間のSALT交渉は論議をされました。し

かしながら、総理の口から国際軍縮への力強い呼

びかけはなぜ表明できなかつたのであります。

核軍縮や包括的な核実験禁止協定へのわが国

のを残念に思ひます。現在、わが国の政府開発援助はGNPの〇・二三%という数字の示してい

るけれどもGNPの長期的な目標と合わせて世界へ貢献するべきだと思ひます。

こうして見るとき、共同声明は、八〇年代を展望する世界の中で、わが国として果たすべき役割

と責任がまことに不鮮明であります。そこに

は、わが国にとってのビジョンがありません。日本

は、アーリーハンドを持って行動することの方がよ

り大きく国際平和のために貢献する道となるのであります。

この点、お答えをいただきました、総理は、アーリーハンドを持って行動することの方がよ

り大きい国際平和のために貢献する道となるのであります。

この点、お答えをいただきました、総理は、アーリーハンドを持って行動することの方がよ

り大きい国際平和のために貢献する道となるのであります。

この点、お聞きしたいところであります。

さらに、総理は、マニラ演説の中で、最も肝心なわが国の経済協力の質の向上については抽象的

に、大変あいまいな言い方にとどまつておられる

のか、お聞きしたいところであります。

こうして見るとき、共同声明は、八〇年代を展望する世界の中で、わが国として果たすべき役割

と責任がまことに不鮮明であります。そこに

は、わが国にとってのビジョンがありません。日本

は、アーリーハンドを持って行動することの方がよ

り大きい国際平和のために貢献する道となるのであります。

この点、お答えをいただきました、総理は、アーリーハンドを持って行動することの方がよ

り大きい国際平和のために貢献する道となるのであります

するわが国の役割りがあると信ずるものであります。

総理の御見解を改めてお尋ねするとともに、總理が、先進国首脳会議を前にして、わが国の南北問題への積極的かつ明確な方針を打ち出されるよう強く要望をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 今度の首脳会議を通じまして所期の成果を上げ得たと考るかどうかという御質問でございました。

私といたしましては、日米間の相互理解を深め、当面の問題、それから今後中長期にわたる問題についての展望を明らかにすることによって、日米間の緊張を緩和いたしますとともに、諸問題の解決への素地ができるのではないかと考えております。

次に、内需の拡大による成長率の維持にいたしましても、経常収支の黒字幅の縮小にいたしましても、これは大変容易ならぬ公約ではないか、これにどういう成算を持って対処していくかという御質問でございました。

先ほども申しましたように、わが国の当面の経済は、輸出が低調でございますけれども、国内需要、すなわち個人消費、設備投資等は漸次強含みに進んでまいりておりますし、現に貿易収支、国際取引とも急速に改善の方向を見ておるわけでございますから、私どもいたしましては、いま遂行しておる政策基調を崩さず、精力的に維持して努力してまいりますならば、この共同声明にうたわれました展望は実現できるのではないかと考えております。

それから、市場の開放につきましても、これまでも努力してまいりましたけれども、今後は、せっかく成立いたしました東京ラウンドを踏まえまして、関税の引き下げ、もちろんの非関税障壁の除去に努めてこの期待にこたえなければならぬと

存じております。

次に、渡辺さんは、わが国の経済構造、先進国からも開発途上国からも撃撃を受けておるわけでござりますけれども、これに対しましてどのようにやつてまいるか、経済構造の転換についてどうかといふ御質問でございました。

私は、かねがね政府が申し上げておりますように、これまでの日本の経済は、輸出と設備投資主導型の経済でございました。しかし、これを漸次内需中心、生活環境整備中心に持っていくこうとしたいこと、これは野党各党からも精力的に御主張されておるところでございまして、われわれといたしましては、そういう大きな産業構造の重心を漸次内需中心に移すという方向でこの問題にこだえていきたいと思っております。現に政府が策定いたしております新経済社会七ヵ年計画もそういう構想でやりつつありますことは、御案内のとおりでございます。

その次には、各地域にわたっての政治問題でございまして、まず中東政策でござります。

これはアメリカの政策の補完的役割りを果たしながらにすぎないではないかということでお聞きいたしまして、これはアメリカの政策の補完的役割りを果たさないといふことは、先ほど御説明申し上げましたとおり、わが国の中東政策は継続性と独立性を持つて展開していくつもりでございまして、アメリカの政策のことは、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、開発途上国からの競争にどう対応するかという問題でございまして、これは、わが国の産業構造、貿易構造の上から見まして非常に大問題でございまして、先ほどからも論点になつておりました問題でござりますけれども、私どもとしては、一層知識集約化を努めることは当然でございますが、とりわけ農業につきましては一番深刻な問題を抱えておるわけでございまして、わが国はこういう特殊性を抱えておりますので、わが国農業の特殊性も十分頭に置きながらこの構造転換には対処していくべきであると考えておるわけだと思います。

私どもいたしましても、これは、南北問題に対する基本的姿勢を示す絶好の機会でもございまるし、アジアで開かれる最初の総会でもございまるし、また東京サミットを控えておるという立場から申しましても、どうしても私自身が出てまいりましてわれわれの立場を鮮明にする必要があると感じましたことは、御理解いただけておる

と思います。

ただ、その演説の中でも、共通基金の早期設立のための協力、政府開発援助の拡充、開発途上国の人づくりへの協力等がどうも具体性を欠いておる、消極的であるという御指摘でござりますが、私どもいたしましては、すでに示された方針に従いまして、共通基金につきましても、内容が固まってくるに従いまして日本としての役割りを果たしてまいりたいと考えております。

政府開発援助の拡充でございますが、渡辺さんは、一%程度思い切って計上するぐらいの決意で当たらなければならぬということでおきます。私どももそれ垠むものでござりますけれども、ただいま〇・二%ぐらいでござります。漸次これを三年間に倍増しようということで、いま鋭意やつておるところでございます。一%を出せといふことは、とはいま直ちに応諾いたしかねますけれども、今はとも積極的姿勢を堅持いたしまして、政府開発援助の量質ともの改善に鋭意努力をしてまいります。御支援をお願いしたいと思ひます。

それから、開発途上国からの競争にどう対応するかという問題でございまして、これは、わが国

の産業構造、貿易構造の上から見まして非常に大問題でございまして、先ほどからも論点になつておりました問題でござりますけれども、私どもとしては、一層知識集約化を努めることは当然でございますが、とりわけ農業につきましては一番深刻な問題を抱えておるわけでございまして、わが国はこういう特殊性を抱えておりますので、わが国農業の特殊性も十分頭に置きながらこの構造転換には対処していくべきであると考えておるわけだと思います。

まず、外交、安保の問題であります。

第一に、中国のベトナム侵略についてであります。

それから、防衛力の問題につきまして、その質的改善についてのお尋ねでございました。これは先ほども申し上げましたように、諸外国の軍事技術の動向に対応いたしまして、装備の更新、近代化を進めるなどを質的改善とわれわれは表明したのですか。総理はアジアの平和を口にさ

心得ておる。しかし、これは何も外国から近代兵器を購入するということだけが質的改善ではないのでございまして、高度な要員を訓練しなければならないことも考えなければならぬわけでございまして、私は先ほども申したように、半島をめぐる平和的な国際環境形成のために協力しようということで御理解をいただきたいと思います。

金大中事件につきましては、先ほどお答え申し上げたところで御理解をいただきたいと思いますが、この問題につきましては米韓両方に照会をいたしておる段階でござることは、御答弁申し上げたとおりでござります。(拍手)

牛場・ストラウス共同声明をきっかけとして、通商円滑化委員会など日米共同の諸機構が活動に活動を進めるに同時に、アメリカ議会にこの声明の実施状況を監視する機構がつくれました。その活動の結果はジョンズ委員会報告として知られております。今回の共同声明は、現存する日米間の高級事務レベル会議を続けるとともに、日本の首相とアメリカの大統領に勧告を行う民間レベルの日米共同の機構を新設することを決めたのであります。これがアメリカからの監視と督促の場となることは、これまでの経過から見て明らかであります。(拍手)

次二、航空機試験にて同

次二、航空機試験にて同様

次二、航空機飛試にて同様です。

牛場・ストラウス共同声明をきっかけとして、通商円滑化委員会など日米共同の諸機構が活発に活動を進めると同時に、アメリカ議会にこの声明の実施状況を監視する機構がつくられました。その活動の結果はジョンズ委員会報告として知られています。今回の共同声明は、現存する日米間の高級事務レベル会議を続けるとともに、日本の首相とアメリカの大統領に勧告を行う民間レベルの日米共同の機構を新設することを決めたのであります。ですが、これらがアメリカからの監視と督促の場となることは、これまでの経過から見て明らかではありませんか。

私は、総理が共同声明でとった立場は、八〇年代においてもわが国の経済運営の自主性を放棄したことの立場であることを強く指摘し、総理の所見を求めておりました。今回の共同声明は、現存する日米間の高級事務レベル会議を続けるとともに、日本の首相とアメリカの大統領に勧告を行う民間レベルの日米共同の機構を新設することを決めたのであります。ですが、これらがアメリカからの監視と督促の場となることは、これまでの経過から見て明らかではありませんか。

さらには、十九日付毎日新聞によると、十八日に示しております。ところが、政府はいまだにこの新しい事態に対応する姿勢をとつておらずません。これは、韓国政府公権力の犯行であることを示す新事実が出れば政治決着の見直しもあり得る」と国会で答弁してきた政府にとって、国民に対する重大な背信行為であり、断じて許されないことがあります。(拍手)この事件で主権を侵害された被害者は日本国民ではないですか。それを忘れたのですか。政府が、加害者の自白以外はどんな確実な証拠も犯行の証拠とはしないのは加害者擁護の立場をとっているのに等しいのですが、それこそ恥すべき立場であります。

したところ、わが国の防衛力は、節度のある質の高いものでなければならぬと私は考えております。防衛力の質的改善とは、諸外国の軍事技術の動向に対応いたしまして、装備の更新、近代化を進めることを意味するものでございます。日米安保条約はそういう意味で今後とも堅持して、この地域の安全確保に対応していきたいと考えております。

それから、五月二十四日から初の三軍の統合訓練を行い、大がかりな輸送作戦を行うと聞いておる、このようなことを行うからには有事研究が伴つていると考えられるが、これについて報告をせよ、また、有事立法に関しまして新しい約束を米側してきたのか、という御質問でございまし

許しません。御指摘のとおりでござります。したがいまして、一般、日本銀行は公定歩合の引き上げを行いまして、警戒態勢に入つておるわけでござります。われわれといいたしましても、あらゆる角度から物価安定の施策を講じまして、インフレ招来ということのないよう銳意努力してまいりました。

経済構造の転換と雇用の関係についてのお尋ねでございました。

わが国の産業構造は、今後、知識集約的なものと、第三次産業が発展する方向に向くのではないかと考えられますけれども、これらの分野は概して雇用吸収力が強いと考えております。また、生産年齢人口の増勢鈍化を反映いたしまして、労働力人口の伸びも鈍化すると見られますので、全体

めるものであります。(拍手)
次に、航空機騒音について伺います。
本院は、二月八日に、真相解明を徹底的かつ迅速に進める決議を行いました。しかし、真相究明に不可欠な岸信介氏の証人喚問は、自民党的の反対でいまだに実現しておりません。これこそ、自民党の党利党略を主権者である国民と国会の上に置くものであり、断じて許せません。総理、自民党総裁であるあなたは、この自民党的の理不尽な妨害を直ちにやめさせるべきであります。明確にお答えください。(拍手)

告を受けたとの新事実を明らかにしております。政府は、国民への約束を守り、第一に、政治決着を白紙撤回してわが国の主権を回復する措置をとり、第二に、韓国政府に金大中氏の原状回復と金東雲の引き渡しを要求し、徹底的な真相究明に乗り出すべきであります。総理にその意思があるかどうか、はつきりした回答を求めるものであります。

以上をもつて私の質問を終わります。（拍手）

○内閣總理大臣（大平正芳君登壇） 最初の御質問は、

〔内閣總理大臣大平正芳君登壇〕

防衛庁長官からも御答弁があらうかと思ひますけれども、このたびの統合演習は、陸海空三自衛隊の協力の要領を訓練することを目的として実施されるものと聞いております。有事法制の研究とは関係がないものと承知しております。また、有事法制の研究に關し米側と何の約束もいたしておりません。

それから、経済摩擦についてのお尋ねでござります。これは全く一方的な押しつけではないかと、いうことでございまして、

としての労働力需給の均衡を回復して、完全雇用を達成することは不可能でないと私どもは見ておるわけでございます。

次に、ソウル地下鉄問題について伺います。
ソウル地下鉄問題でも、日本に還流した百三十
万ドルのうち一億数千万円が総理鑑験者二名に渡
されたことが、二十日付の東京新聞などで報道さ
れました。総理は、この件について法務、検察當
局及び国税當局から詳細な報告を受け、直ちに國
会に対し事実を報告すべきであります。総理の答
弁を求めます。(拍手)

インドシナ半島の事態に対しての御質疑でございました。

今度の会談におきましては、日米両国は、この地域における緊張を緩和して、主権、領土保全及び独立の尊重の原則に立って恒久的な平和の確立が図られるよう、できる限りの努力を払うことで意見の一一致を見たと共同声明にも書いてあるところでございます。そういう方針で日米両国は対処

最後に、金大中事件について伺います。
このほど明らかにされたアメリカ國務省の秘密
公式文書は、金大中事件がKCIAによるわが国
に対する主権侵害行為であることを疑問の余地な

いたしておるところでござります。
第二の御質問は、防衛力の質的改善についてでございました。

御指摘を待つまでもなく、石油の供給が価格、分量ともに不安でございまるし、円安の状況、卸売物価の急騰、いろいろなことを考えますと、わが国の物価情勢、インフレ情勢、これは楽觀的で

ださがしまして、米国からの圧力云々ということは当たらないものと考えております。
岸信介氏の喚問についてのお尋ねがございまし
た。

この問題は、国会の当該委員会におきまして各党の間で話し合いでお決めいただくことと考えております。

それから、某新聞に、韓国地下鉄をめぐって総理経験者二人に金が流れているという情報が流れているということをございますが、関係当局から報告を受けたか、国会に報告しろということでござります。

御指摘のような報道が一部になされておりますけれども、関係当局からの報告によると、そのような事実は全く承知していないということをございまして、国税当局の方からも、御指摘のような報道があつたことは承知しているが、税務当局からはそのような事実は確認していないということをございました。御報告申し上げます。

それから、金大中事件につきましてのお尋ねでございますが、これにつきましてはただいままで御答弁申し上げたとおりでございまして、私ども、当時の政府が、大局的な見地から慎重に検討いたしまして政治的決着をつけたものでございますので、よくよくのことのない限り、この政治的決着を見直すということは慎重でなければならぬと考えております。(拍手)

○國務大臣(山下元利君登壇)

総合演習につきましては、総理大臣からもすでにお話をございましたが、陸上、海上、航空各自衛隊の協同連携の要領を総合的に演練することを目的とするものでございまして、従来から各自衛隊が行っている演習とその内容を特に異なるものではなく、規模においても特に大きなものではございませんし、また、有事法制の研究はこの演習とは別個のものでござります。

なお、有事法制につきまして、日経新聞に掲載されましたが、この中におきましたが、私は「有事法制の根幹は整備されているが、」ということを申し述べる次第でございまして、有事法制の研究は昨

年九月に示した統一見解に基づいて行っているところであります。この研究は時間をかけ慎重に行うものでございます。したがいまして、まだまとまった成果は得られておりません。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 永原稔君。

〔永原稔君登壇〕

○永原稔君 私は、新自由クラブを代表して、總理から御報告がありました日米首脳会談並びに国連貿易開発会議に関連し、また、御答弁にも触れながら若干の質問をいたしたいと思います。

總理は、日米経済関係が極度に緊張した情勢のもとでカーター大統領との会談に臨まれたわけでも、その成果については内外の関心も強く、また總理御自身の真価を問われる会談であったと申しても過言ではありません。しかし、会談が共同声明だけ終わりとなつては意味がありません。

前回の会談がいかなる成果を上げたかをまず反省

し合い、新たな事態にいかに対応し合うかが討議されなければならないと思いますが、さきの福田・カーター共同声明の成果はいかに評価されたのでしょうか、不間に終わってしまったのでしょうか。

次に、今回、總理は、「実り豊かなパートナーシップ」という美辞麗句をもつて修飾するほどに、日米関係が堅固な基礎を築き得るとの自信を持っています。

僅々一年間の経済関係を見ただけでも問題の困難さは並み大抵のものではなく、日本政府において抜本対策を講じなければ、その解決は不可能と思われるような約束がなされております。しかも、米国政府の対日アプローチを見てまいります。

と、一年前のオレンジと牛肉、次いで最近の電電公社の買い付けへの参加と、次々と個別問題を持ち出してきたわけですが、それに伴い、

国としては、国内の諸事情を未調整のままわれわれにぶつけてきたとしか思われず、果たして今後何が飛び出すかわからないような不安をわれわれに抱かせるものであります。

米国こののような交渉態度は正常のものであります。たとはうてい思われませんが、總理はこの点についてどうお考えになっておりますか。特に、米国議会における保護貿易立法化の動き、課徵金問題などが報せられていますが、カーター政権はこれにどう対応しようとしているのか、總理の印象はいかがでしたでしょうか。

私は、率直に言って、今後、日米経済関係はますます複雑化することは避けられず、従来のよう外圧利用による形でアメリカが日本に対し解決を求めてこようとしても、もはや限界に来ていてと思うのです。日本としては、自主的にかつ勇気を持って内需拡大、市場開放、流通機構の整備、産業構造の転換、発展途上国の援助等を行つて、眞の国際協調を進める以外に日本の生存を確保する道はないとの理解しております。

しかし、このことは、言うはやく行ははかたきことがあります。總理は、国内的には多くの困難を覚悟の上でこのような施策を約束されたと思いますが、実り豊かなパートナーシップといふ新しい言葉の背景に、私は、難きを強いられたと

いいます。しかし、この約束を実現に移そうとなるのか、御決意のほどをお伺いいたします。

次に、總理は、米国との間の安全保障関係が現

在ほど強く、かつ相互に有益であったことはないとの御認識をカーター大統領との間で確認し合

い、さらに、今後、米国は東アジアにおける現在の軍事力の質を改善していく、他方、日本も自衛

力の質的改善の努力をする旨を約束し合いました。

いま、アジア情勢を顧みますと、日中平和友好条約締結と米中國交樹立後、とみにインドシナ地域に緊張が増加してきております。それに伴い、

ソ連がベトナムを支援し、その施設を使用することが公然化してまいりました。ソ連の軍事力がアジアにおいて増強されつつあることは、われわれのひとしく憂慮するところであります。このような情勢を見るとき、共同声明に述べられてゐる日本の自衛力の質的改善とは何を意味するものでありますか。

總理は、わが国の防衛力、特に装備の更新、近代化について具体的に米側と話し合われたのかどうか、お伺いいたしたいのであります。

次に、中東和平についてであります。過般のエジプト・イスラエル平和条約の成立は、中東諸国を二分せしめ、エジプトのアラブ世界における孤立を招きつあります。この条約に反対する中東諸国の中には、日本にとってエネルギー確保のため無関心ではない重要な国々もあります。しかし、日本の対エジプト援助は、米国の中東政策の一環となりつあるようになります。しかし、日本の対エジプト援助は、米国の中東政策の一般に与えてはいないかと懸念されます。

私は、總理が日本の独自の中東政策をより鮮明にされ、いやしくもこのようないい印象なり誤解なりを払拭されんことを要望いたします。この点について總理の御所信をお伺いいたします。

また、朝鮮半島、インドシナにおける緊張緩和のためどのような具体的行動をとろうとするのか、国際環境づくりに日本の果たすべき役割りを

どうお考えか、イニシアチブをとつて各国への働きかけをするのか、總理のお考えをあわせて伺います。

また、このたび、金大中氏拉致事件に関する米國務省の秘密文書が公表されました。さきの日本首脳会談においてはこの問題に触れられなかったが、國際環境づくりに日本の果たすべき役割りを

どうお考えか、イニシアチブをとつて各国への働きかけをするのか、總理のお考えをあわせて伺います。

新自由クラブは、日韓の間にわだかまる本事件が究明されることは、両国の正常な関係を増進する上に欠かせない要件であると主張してまいります。

した。
政府は、本件を政治的に決着させるに当たり、金大中氏拉致に関し公権力が與しした新たな証拠が見つかれば政治決着を見直すとの基本態度を明確にしておられます。このたび公表された米国務省の秘密文書は、本件に明らかに公権力が介入した事実を明確にしております。総理は、この文書をどう評価されますか。日本政府の基本的態度に照らし、当然さきの政治決着を見直し、わが国の主権が不法に侵された事實を重視して、直ちに原状回復を求めるべきだと考えます。軽々に論ずることは控えたい、見直しは慎重でなければならないでは国民も納得できません。総理の明快な答弁を求めます。

次に、マニラで開催されたUNCTAD総会について質問をいたしたいと存じます。

今回の総会に総理がみずから出席し、南北問題に取り組むわが国の姿勢を世界に明らかにされたことに対し敬意を表するものであります。

大平総理はこの演説の中で、七十七カ国グループのアルーシャ宣言が自助に基づく基本的構造改革の推進、政治的自由と経済社会開発による秩序ある発展をうたっていることに対し、大きな感銘と深い同意を表明するとともに、南北問題に対する開発途上国の方を、六月東京で開催される先進国首脳会議に十分伝えたいと表明いたしております。

南側の要求は、新国際経済秩序宣言、今回のアルーシャ宣言を見るまでもなく、きわめて広範多岐かつ複雑な問題を抱えております。大平総理が、今回の総会における南側の要求を単に東京サミットに伝えるだけのメッセージの役で終わるようなことであれば、南側の期待を裏切るばかりでなく、わが国が不信を買うのは明らかであります。

総理の南北問題に対処する決意と東京サミットへの反映について、まず伺っておきたいのであります。

総理の南北問題に対処する決意と東京サミット

は、本件を政治的に決着させるに当たり、公権力が與しした新たな証拠が見つかれば政治決着を見直すとの基本態度を明確にしておられます。このたび公表された米国務省の秘密文書は、本件に明らかに公権力が介入した事実を明確にしております。総理は、この文書をどう評価されますか。日本政府の基本的態度に照らし、当然さきの政治決着を見直し、わが国の主権が不法に侵された事實を重視して、直ちに原状回復を求めるべきだと考えます。軽々に論ずることは控えたい、見直しは慎重でなければならないでは国民も納得できません。総理の明快な答弁を求めます。

次に、総理は、ASEAN諸国に対し、今後十年間に

每年百万ドルの奨学資金を提供する用意がある旨

発言されております。この構想には率直に賛意を表します。しかし、今日まで、時の総理はとかく海外において單発的、場当たり的に、思いつきとも思われるような経済援助の約束をしておりま

す。今回の総理の人づくりの発言に対し、ASEAN諸国等から何らの反響も聞かれませんのは、またかといった評価を物語っているのではないかと思ふのであります。

総理の言われる人づくりに、もしも金さえ出せばといった意図が少しでもあれば、必ず途上国の反発を招きます。在日留学生が真に望んでいるものは、物質的な待遇はもちろんですが、むしろ精神的な支え、日常生活における日本人との心の触れ合いではないかと存じます。

そのためには、留学生政策を総合的に確立、実

施すべきではないか、また、日本の一般社会が留

学生を温かく受け入れるにはどうしたらよいか、

総理の見解を求めるのであります。

なお、私は、現情勢を顧みると、国際的に課

せられた日本の負荷の重さに身を引き締め、困難

を伴う国内問題について国民との対話を図ること

を総理に期待しつつ、情操豊かに文化を説き、世

界の人類の平和と発展に貢献できる日本のあり方

をともに考え、ともに精進し合うことを申し述べて、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇)

内閣総理大臣(大平正芳君登壇)

われわれは、アルーシャ宣言に示された主張、そこに示されたビジョンに対しまして共感を覚えるものでございますけれども、しかし、公止かつ公平な国際経済秩序を目指す願望の実現は開発途上国だけの努力ではできないわけでございますので、先進国との間の建設的な協力にまたなければならぬと思うわけでございまして、日本はそういう立場に立ちまして南北問題に對処してまいります。東京サミットにおきましても、單に願望を伝達するにとどまらず、具体的な前進を図る契機にいたしたいと念願をいたしております。

それから、人づくりの問題でございますが、経済協力が全部そうでありますようだ、受益国の側の立場に立って、その希望に沿つてやらなければならぬわけでございまして、押しつけるわけにはまいらぬと思うでございます。したがいまして、先方が希望するのでございますならば、私は、三年間に倍増しようというODAの大きな財政の枠内におきまして、毎年百万ドル十年間、ASEAN諸国を中心く有為の青少年が高等教育を受ける機会を、日本ばかりでなくグローバリーに得られるチャンスを提供しようということを申し出ておるわけでござります。この問題につきましては、すでにフィリピンは賛成をしてくれております。

最後に、金大中問題につきまして日米間で話がなかつたというのはおかしいじゃないかといふことでございますが、話がなかつたわけでございまして、できるだけ早く具体化いたしたいと考えております。

(拍手)
○副議長(三宅正一君) これにて質疑は終了いた

しました。
○副議長(三宅正一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

右
日本専売公社法等の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和五十四年一月一日
内閣総理大臣 大平 正芳

出席國務大臣

内閣總理大臣 大平 正芳

日本専売公社法等の一部を改正する法律
(日本専売公社法の一部改正)

第一条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の二十四」を「第四十三条の二十五」に改める。

第一条中「たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第二百三十五号)」の下に「製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)」を加え、「基き」を「基づき」に、「当る」を「当たる」に改め。

第四条の二第三項中「第四十三条の十三第三項の規定による積立金」を「第四十三条の十三の二第一項の規定による利益積立金及び同条第三項の規定による資本積立金」に改める。

第九条第二項中「第四十五条第二項」の下に「並びに製造たばこ定価法第二条第四項」を加え、「の外」を「のほか、専売事業及び」に改める。

第二十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、「の外」を「のほか」に改め、「たばこ耕作組合法」の下に「、製造たばこ定価法」を加える。

第四十三条の十三を次のように改める。
(専売納付金の算定の方法及び納付)

第十四条の十三 公社は、たばこ専売法第二十九条第一項に規定する小売人(以下「小売人」という。)に売り渡した製造たばこ及び国

辯任 原 健三郎君 森 美秀君
補欠

内閣總理大臣 大平 正芳君	農林水産大臣 古井 喜寶君
大蔵大臣 金子 一平君	通商産業大臣臨 渡辺美智雄君
外務省大臣 森山 小坂徳三郎君	運輸大臣 白瀬 仁吉君
郵政大臣 柳谷 謙介君	外務省アジア局 森山 欽司君
外務省アジア局 次長 羽澄 光彦君	外務省アジア局 三宅 和助君
外務省アジア局 局長 中島敏次郎君	外務省アジア局 三宅 和助君
外務省經濟局次 長 羽澄 光彦君	外務省經濟局次 羽澄 光彦君

○朗読を省略した議長の報告
(議決通知)

一、去る十九日、本院は国会の会期を六月十四日まで二十五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一 製造たばこ定価法第一条第一項の表に定める当該製造たばこの種類及び等級(等級については紙巻たばこに限るものとし、同卷たばこの等級は、同条第一項の表に定める一級品とみなすものとする。)の別に応じ、たばこ専売法第三十四条第一項の規定に基づき定められた製造たばこの小売定価に当該製造たばこの数量(包装単位)との数量をいう。)を乗じて得た額に、別表に定める率を乗じて得た額の合計額に相当する金額

二 公社が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条の規定に基づき納付した道府県たばこ消費税の額及び同法第四百六十四条の規定に基づき納付した市町村たばこ消費税の額の合計額に相当する金額

3 前二項に定めるもののほか、専売納付金の算定について、当該製造たばこは当該改定の日に当該改定後的小売定価によりおいて小売人が製造たばこを現に所有するときは、当該改定の日の属する事業年度の専売納付金の算定については、当該製造たばこは当該改定の日に当該改定後的小売定価により公社から売り渡されたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 大蔵大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付されることができる。

第四十三条の十三の次に次の二条を加える。

ばこの最高価格の特例を設ける等所要の改正を行う。

(一) 専売納付金制度の改正(日本専売公社法の一部改正)

専売納付金の額は、製造たばこの種類ごと、等級別に応じ、小売人等に売り渡した製造たばこの小売定価にその数量を乗じて得た額に、次の率を乗じて得た額から、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を控除した額とする。

種類	等級	品目	率
紙巻たばこ	一級品		千分の五百六十五
パイプたばこ	二級品		千分の五百四十五

(二) 製造たばこの最高価格に関する特例の新設(製造たばこの定価法の一部改正)

大蔵大臣は、たばこ事業において損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合であつて、たばこ事業の健全で能率的な経営を維持するため必要であると認められるときに限り、予め専売事業審議会の議を経たうえ、製造たばこの定価法第一条に定める最高価格の一・三倍を限度として、物価等変動率の範囲内において、製造たばこの種類ごと、等級別に暫定最高価格を定めることができるものとする。

(三) 關税率の改定等(關稅定率法の一部改正

等)

その他、専売事業審議会の設置目的に専売事業に加える等所要の改正を行ふ。

なお、この法律は、昭和五十四年四月一日から施行することとしているが、小売定価の改定は同年五月一日から実施することを予定

二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表紙巻たばこの項中「八五円」を「一〇〇円」に、「六〇円」を「七五円」に、「四〇円」を「五〇円」に改め、同表葉巻たばこの項中「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同条第三項中「百五十円」を「百八〇円」に改める。

第二条を次のように改める。

(最高価格の特例)
第二条 大蔵大臣は、前条の規定にかかるわらず、公社の一の事業年度のたばこ事業の損益計算において、損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合として政令で定める場合であつて、同条第一項に規定する種類ごと、等級別の製造たばこ(同条第一項に規定する紙巻たばこに該当するもの)を含む。(以下次項までにおいて同じ)の最高価格(以下「基準最高価格」という)を上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるのでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができないと認めるとき有限度として、物価等変動率の範囲内において、製造たばこの種類ごと、等級別の暫定最高価格を定めることができるものとする。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十四年五月八日

衆議院議長 濑尾 弘吉殿
(小字及び一は修正)

[別紙]

(製造たばこの定価法の一部改正)
第三条 製造たばこの定価法(昭和四十一年法律第百

るものとする。

3 前二項に規定する物価等変動率とは、基準最高価格が定められた日の属する事業年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指數、消費者物価指數及び賃金指數に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

4 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めようとするときは、あらかじめ、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第九条第一項に規定する専売事業審議会の議を経るものとし、当該暫定最高価格を定めたときは、これを公告するものとする。

5 大蔵大臣は、暫定最高価格を改定した場合において、第二項に規定する事情と同様の事情が認められるときは、同項の規定により改定された暫定最高価格を改定することができるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「暫定最高価格を改定した場合」と、「当該暫定最高価格」とあるのは、「当該改定された暫定最高価格」と、第四項中「暫定最高価格を改めようとするとき」とあるのは、「改定された暫定最高価格を改めようとするとき」とある。

7 第一項又は第二項(第六項において準用する場合を含む。)の規定による暫定最高価格は、それぞれ基準最高価格に一・三を乗じて得られる額を超えることはできない。

第三条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加え

法第二十二条第一項の政令で定める面積以上の面積の農地等(農地法、昭和二十七年法律第三百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)につき所有権又は使用収益権(法第二十二条第一項に

規定する使用収益権をいう。以下同じ。)に基づいて耕作又は養畜の事業を行つていて者(政令で定める者を除く。以下「特定農業者」という。)の直系卑属であつたもののうち、政令で定める要件に該当するものであること。

被保険者期間	納付対象期間
昭和四十九年七月一日	大正八年七月三日から大正九年一月一日までの間に生まれた者で歳未満であるもの
昭和五十年一月一日	大正九年一月一日から昭和十一年一月一日までの間に生まれた者
昭和五十一年一月一日	昭和十一年一月一日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者
昭和五十二年一月一日	昭和十三年一月一日から昭和十四年一月一日までの間に生まれた者
昭和五十三年一月一日	昭和十四年一月一日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者

二 法第二十七条又は第二十八条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失したことがないこと。

三 基準日から申出日までの間(その間に国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七条第二項第一号に該当したことがある場合(政令で定める要件に該当する場合に限る。)における同号に該当するに至つた日(その日が基準日前であるときは、基準日)から同号に該当しなくなつたまでの間を除く。)国民年金の被保険者であつたこと。

四 基準日から申出日までの間に、法第五十七条の規定により農業者年金の被保険者でなかつたとみなされる期間を有しないこと。

五 申出において次の又は口に掲げる者であること。

イ 特定農業者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つている場合にあつては、当該特定農業者の直系卑属であつて当該特定農業者がその事業の後継者として指定する一人の者

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、基準日において特定農業者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つていていた農地等のうちその二分の一を超える部分の農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者

前項の規定による申出は、昭和五十四年十二月三十一日までにしなければならない。

第一項の規定による申出をした者は、申出日に農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。

第一項の規定による申出をした者は、基準日の属する月から申出日の属する月の前月までの期間

のうち、その者の国民年金の被保険者期間(農業者年金の被保険者期間を除く。以下「納付対象期間」という。)について、一月につき三千六百円を基金に納付することができる。
5 前項の規定による納付は、昭和五十五年十二月三十日までにしなければならない。
6 第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

法第二十二条第二項第一号及び第三号の場合は(法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)第四十七条第一号ロ、第五十一条から第五十四条まで並びに第五十六条	法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)	短期被用者年金期	特例短期被用者年金期間
(法第二十六条第一項及び第四項(法第二十一条の三等)において準用する場合を含む。)第二項において準用する場合を含む。)	法第二十六条第一項及び第四項(法第二十一条の三等)において準用する場合を含む。)	保険料納付済期間	第四項の規定による納付がされた納付対象期間と、特例短期被用者年金期間を合算した期間と
十六条の二第二項、第六条の三第三項、第四十一条各号並びに第四十二条第一号	十六条の二第二項、第六条の三第三項、第四十一条各号並びに第四十二条第一号	第六条	第六条
法第四十四条各号、第四十八条、第五十五条から第五十四条まで及び第五十五条	法第四十四条各号、第四十八条、第五十五条	保険料納付済期間	第四項の規定による納付がされた納付対象期間
八	備考	この表において「特例短期被用者年金期間とは、国民年金法第七条第二項第一号に該当するに至つたため国民年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(第一項第三号の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその国民年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号第二項第一号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。	

7 第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者が法第五十三条の規定により脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となつた納付対象期間については、前項の規定を適用しない。

8 第一項第五号イに該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者についての法第二十五条第五号、第四十二条第一項第二号イ及びロ並びに第四十七条第二号ロの規定の適用については、法第二十五条第五号中「第二十三条第一項第三号」とあるのは「改正法附則第三条第一項第五号イ」とあるの

は「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第八号。以下「改正法」といふ。附則第三条第一項第五号イ」と、「同号に規定する耕作又は養畜の事業を行つ者」とあるのは「改正法附則第三条第一項第一号の特定農業者」と、法第四十二条第一項第二号イ及びロ中「第二十三条第一項第三号」とあるのは「改正法附則第三条第一項第五号イ」と、法第四十七条第二号ロ中「第三号」とあるのは「改正法附則第三条第一項第五号イ」とする。

9 第四項の規定により納付された金額は、法附則第三条第一項第五号イ」とする。

昭和五十四年五月二十二日 衆議院会議録第二十七号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書 通信・放送衛星機構法案及び同報告書

六八一

則第十条の三第一項の規定の適用については、
保険料とみなす。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭
和五十四年法律第 号)の一部を次のように
改正する。

附則第八条第四項中「年金たる保険給付」の下
に又は年金たる給付を加え、同項に次の一号
を加える。

六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第
七十八号)附則第十条の一

附則第八条第四項中「年金たる保険給付」の下
に又は年金たる給付を加え、同項に次の一号
を加える。

六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第
七十八号)附則第十条の一

理由

農業者の老後の生活の安定に資するため年金給
付の額を物価の変動に応じて自動的に改定する措
置を国民年金に準じて講ずることとするとともに
に、農業後継者の確保に資するため加入時期を遅
し加入できなくなっている農業後継者について加
入の救済措置を講ずる必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

(一) 議案の要旨及び目的

1 国民年金法による年金たる給付の額につ
き自動的改定措置(いわゆる物価スライド
制)が講ぜられる場合には、農業者年金の
年金給付の額についても、これに準じて改
定すること。

2 昭和五十四年度において、昭和五十三年
度の消費者物価上昇率が五パーセントを超
えない場合であつても、特例として年金給
付の額の改定措置を講ずること。

(二) 後継者の加入の救済措置

加入時期を遅し加入できなくなっている後
継者について、昭和五十四年七月一日から同

年十一月三十日までの間に農業者年金基金
に申し出て被保険者となることができるよう
にするとともに、加入期限以後の期間一月に
つき三千六百円を昭和五十五年十二月三十
日までに納付することができるようにするこ
と。

二 議案の可決理由

本案は、農業者の老後の生活の安定と農業後
継者の確保に資するための措置として妥当と認
め、原案のとおり可決すべきものと議決した次
第である。

なお、本案に対しては、日本社会党から、農
業者老齢年金の額を引き上げることを内容とす
れた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十四年度一般会計予算(農林省及び厚
生省所管)に農業者年金事業等の実施に要する
経費として四百三十七億八千二百七十二万四千
円が計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意
見の要旨

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意
見を代表して渡辺農林水産大臣より、日本社会党
提案に係る修正案について、「政府としては
反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和五十四年五月九日

農林水産委員長 佐藤 隆

[別紙]

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本制度が農業者の老後の保障と農業經
営の近代化に果たす役割の重要性にかんがみ、本
制度を公的年金として位置づけ、制度の一層の整

備充実が図られるよう左記事項の実現に努めるべ
きである。

記

一 農業者老齢年金については、農業者の老後生
活の安定と後継者の確保に資するため、五十六
年の年金支給が開始されたままで、他の年金制
度をも考慮して、速やかに給付額の引上げに努
めること。

二 今後の財政再計算に当たっては、農家の負担
能力の実情、本制度の政策年金としての性格等
を踏まえて保険料を定めるとともに、この場
合、国庫助成の引上げを図るよう努め、現行の
財政方式(完全積立方式)についても、他の公的
年金の動向を勘査して検討を加えること。

三 最近における農業就業の実情にかんがみ、農
業に専従する主婦及び後継者の配偶者等につい
ても年金への加入の途を開くよう努めること。
四 農業のもつ家族経営体としての特性等を考慮
し、遺族年金の創設を図るよう努めること。
五 長期にわたり本年金制度の健全な運営が図ら
れるよう、若年未加入者に対する加入の促進に
ついて特段の措置を講ずること。特に保険料の
軽減の対象となる特定後継者の要件の緩和に努
めること。

六 農地保有の合理化に資するよう、離農給付金
制度について、改善策を検討すること。
七 本制度の円滑な運営が図られるよう、末端に
おける業務体制の整備充実に努めること。
右決議する。

第一章 総則

(目的)

第一条 通信・放送衛星機構は、通信衛星及び放
送衛星の位置、姿勢等を制御し、これらの人工
衛星に搭載された無線設備をこれを用いて無線
局を開設する者に利用させること等を効率的に
行うことにより、宇宙における無線通信の普及
発達と電波の有効な利用を図ることを目的とす
る。

第二章 設立(第一条～第十条)

第三章 管理(第十七条～第二十七条)

第四章 業務(第二十八条～第二十九条)

第五章 財務及び会計(第三十条～第三十八条)

第六章 監督(第三十九条～第四十条)

第七章 補則(第四十一条～第四十三条)

第八章 罰則(第四十四条～第四十六条)

附則

目次

第一章 総則(第一条～第十条)	通信・放送衛星機構法
第二章 設立(第一条～第十条)	
第三章 管理(第十七条～第二十七条)	
第四章 業務(第二十八条～第二十九条)	
第五章 財務及び会計(第三十条～第三十八条)	
第六章 監督(第三十九条～第四十条)	
第七章 補則(第四十一条～第四十三条)	
第八章 罰則(第四十四条～第四十六条)	
附則	

(運営評議会)
第二十五条 機構に、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他機構の運営に関する重要な事項を審議する機関として、運営評議会を置く。

2 運営評議会は、運営評議員二十人以内で組織する。
3 運営評議員は、政府以外の出資者(法人の場合は、その代表者)及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。(職員の任命)

第二十六条 機構の役員は、理事長が任命する。(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)
第二十八条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 通信衛星及び放送衛星を他に委託して打ち上げること。
二 通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御すること。

三 通信衛星及び放送衛星に搭載された無線設備をこれを用いて無線局を開設する者に利用させること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。

(業務方法書)

第二十九条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。

らない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

2 第五章 財務及び会計
(事業年度)
第三十条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

3 第三十一条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これに変更しようとするときも、同様とする。

(予算等の認可)
第三十二条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これに変更しようとするときも、同様とする。

(事業計画)
第三十三条 機構は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)
第三十四条 機構は、第三十一条又は前項第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十五条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を示す証明書を携帯し、関係者に提示し

を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第三十五条 機構は、資金の借入れ(借換を含む)をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 第三十六条 機構は、郵政省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(財産の処分等の制限)
第三十七条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十八条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十九条 機構は、この法律に規定するもののか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

2 第六項 監督
(郵政省令への委任)
第三十条 この法律に規定するもののか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

3 第七項 監督
(監督命令)
第三十一条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 第八項 監督
(報告及び検査)
第三十二条 機構は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 第九項 監督
(大蔵大臣等との協議)
第三十三条 郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 第十項 監督
(報告及び検査)
第三十四条 機構は、毎事業年度、損益計算における報告をさせ、又はその職員に、機構の業務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十一項 監督
(報告及び検査)
第三十五条 第二項、第二十八項、第二十九項第一項、第三十一項、第三十五条又は第十九項第二項、第二十八項、第二十九項第一項、第三十一項、第三十五条又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第十二項 監督
(報告及び検査)
第三十六条 第二項、第二十八項、第二十九項第一項、第三十一項、第三十五条又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第十三項 監督
(報告及び検査)
第三十七条 第二項、第二十八項、第二十九項第一項、第三十一項、第三十五条又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第十四項 監督
(報告及び検査)
第三十八条 第二項、第二十八項、第二十九項第一項、第三十一項、第三十五条又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第十五項 監督
(報告及び検査)
第三十九条 第二項、第二十八項、第二十九項第一項、第三十一項、第三十五条又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第十六項 監督
(報告及び検査)
第四十条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 第十七項 監督
(報告及び検査)
第四十一条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 第二項、第三十一項、第三十五条又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

3 第三項、第三十二項、第三十三項、第三十四条又は第三十五条の規定による認可をしようとするとき。

3 第四項、第三十五項、第三十六項、第三十七条又は第三十八条の規定による認可をしようとするとき。

3 第五項、第三十六項、第三十七項、第三十八条又は第三十九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第六項、第三十七項、第三十八項、第三十九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第七項、第三十八項、第三十九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第八項、第三十九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第九項、第四十項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十項、第四十一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十一項、第四十二項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十二項、第四十三項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十三項、第四十四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十四項、第四十五項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十五項、第四十六項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十六項、第四十七項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十七項、第四十八項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十八項、第四十九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第十九項、第五十項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十項、第五十一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十一項、第五十二項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十二項、第五十三項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十三項、第五十四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十四項、第五十五項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十五項、第五十六項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十六項、第五十七項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十七項、第五十八項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十八項、第五十九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十九項、第六十項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十項、第六十一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十二項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十三項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十五項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十六項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十七項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十八項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第六十九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七十項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七十一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七十二項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七十三項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七十四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七十五項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七六項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七七項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七八項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第七九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八〇項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八二項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八三項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八五項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八六項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八七項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八八項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第八九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九〇項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九二項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九三項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九五項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九六項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九七項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九八項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第九九項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第十項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第十一项の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第十两项の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第十三项の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十ー項、第十四项の規定による認可をしようとするとき。

昭和五十四年五月二十二日 衆議院会議録第二十七号

通信、放送等星構法案及び同報告書 昭和五十二年度一般会計予備費使用統調書及び各省各厅所管使用統調書(その1)外二件(承諾を求める件)に関する報告書 昭和五十三年度一般会計予備費使用統調書及び各省各厅所管使用統調書(その1)外二件(承諾を求める件)に関する報告書

六八

- 8 機構は、通信衛星及び放送衛星について、
次の業務を行うものとすること。
(一) 他に委託して打ち上げること。
(二) 位置、姿勢等を制御すること。
(三) 搭載された無線設備をこれ用いて無線
局を開設する者に利用させること。
(四) 前三号に掲げる業務に附帯する業務その
他の機構の目的を達成するために必要な業務
その他、機構の財務、会計及び機構に対する
国の監督等について所要の規定を置くこと。
この法律は、公布の日から起算して三月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行すること。

一 議案の可決理由

本案は、宇宙における無線通信の普及発達と
電波の有効な利用を図るために妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次
第である。

なお、本案に対しても別紙のとおり附帯決議
を付することに決した。

二 本案施行に要する経費

昭和五十四年度一般会計予算郵政省所管に、
通信・放送衛星機構出資に必要な経費として、
四億二千万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十四年五月九日

衆議院議長 滝尾 弘吉殿

〔別紙〕

通信・放送衛星機構法案に対する附帯決議
政府は本法施行に当たり、次の各項に留意し、
その実施に努むべきである。
1 本機構の公共性に留意し、衛星の平和的利用を
その目的とする性格にかんがみ、機構が公正かつ
効率的に運営されるよう十分配意すること。

昭和五十二年度一般会計予備費使用総調書
及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾
を求めるの件)に関する報告書

六、五五七億五、一五六万八千円のうち、昭和五十三年二月二十一日から同年三月三十日までの間ににおいて決定された八一九億九、二五四五万六千円の使用につき、国会の事後承認を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定を繰入れに必要な経費、自動車損害賠償責任再保険特別会計保険勘定における再保険金及保険金

衆議院議長 滝尾 弘吉殿 決算委員長 加藤 清二

[View all posts by admin](#)

- 一 本機構の運営に当たつては、民意の導入を考慮しつつ、財政的助成等必要な措置を講じ、衛星利用者の負担の軽減を図るよう努めること。

昭和五十二年度一般会計予備費使用総調書 及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十二年度一般会計予備費の予算額二、六二〇億円のうち、昭和五十三年一月三十一日から同年三月三十日までの間において決定された三四四億四、〇五六万二千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、糖価安定事業団交付金に必要な経費等二十六件である。

なお、同年度一般会計予備費のうち、昭和五十二年四月二十八日から同年十二月十六日までの間において決定された一、一二八億四、八二三万八千円の使用については、第八十四回国会において、すでに承諾済みである。

右報告する。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十四年五月九日

昭和五十四年五月九日 決算委員長 加藤 清一

衆議院議長 瀧尾 弘吉殿

二 本件の趣旨

本件は、昭和五十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

二 本件の趣旨

昭和五十二年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和五十三年三月三日から同年三月三十日までの間において決定された三四六億五、七五五万二千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、郵便貯金特別会計における支払利息に必要な経費の増額、国立学校特別会計における医療費等に必要な経費の増額等四特別会計の五件である。

二 本件の議決理由

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十二年度特別会計予備費の予算総額二兆六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費、自動車損害賠償責任再保險特別会計予備費のうち、昭和五十二年九月二十日から同年十二月二十日までの間において決定された一、六九五億四、九七一万一千円の使用については、第八十四回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十四年五月九日 決算委員長 加藤 清一

衆議院議長 瀧尾 弘吉殿

昭和五十三年度一般会計予備費使用統計書
及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾
を求めるの件)に関する報告書

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和五十四年五月二十一日 衆議院会議録第二十七号 エネルギーの使用の合理化に関する法律案及び同報告書案

六九

により、熱管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用的合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関する設備の設置及び改廃の状況にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用的合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に記録しなければならない。

(勸告)

第十二条 主務大臣は、エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第
一項に規定する判断の基準となるべき事項に照
らして著しく不十分であると認めるときは、当
該エネルギー管理指定工場に係る特定事業者に
対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの
使用の合理化に関する必要な措置を講ずべき旨の
勧告をすることができる。

第十四条 通商産業大臣及び建設大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切化に係る実施を図るため、建築物の外壁、窓等をしての熱の損失の防止のための措置に関する主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第二款 第四条第一項の規定は、前項に規定する(建築物に係る指導及び助言等)の基準となるべき事項に準用する。

（製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第十八条 エネルギーを消費する機械器具のうち、自動車（前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に輸入する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の向上を図ることにより、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

第一特定期器のエネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定機器の性能として通商産業省令（自動車にあつては、通商産業省令、運輸省令）で定めるところにより算定した数値をいう。以ト同じ。）に関する製造事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他エネルギー消費効率の表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項（表示に関する勧告）

第二十一条 通商産業大臣は、製造事業者等が特

「建築主」というのは、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止（空気調和設備を有する建築物にあつては、建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用。以下同じ。）のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

（建築主の判断の基準となるべき事項）

失の防止の用に供される建築材料を製造する事業を行ふ者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示などを関し必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 機械器具に係る措置

(製造事業者等の努力)

に係る当該特定機器の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

(表示)

第二十条 通商産業大臣は、特定機器（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第二条第一項第一号に規定する家庭用品であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について、特定機器ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

主務大臣は、前項の勧告に係る措置の確実な実施を図るため特に必要があると認めるときは、特定事業者に対し、当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化に関する計画(以下「合理化計画」という。)を作成し、これを提出すべきことを求めることができる。
主務大臣は、合理化計画が当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の勧告⁴をすることができる。
主務大臣は、特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に指示⁵する。

下の項において同じ。)について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

建設大臣は、住宅について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に準拠して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止について住宅の設計及び施工に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(建築材料に係る指導及び助言)

に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であつて当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定機器」という。）については、通商産業大臣（自動車にあつては、通商産業大臣及び運輸大臣。以下この章及び第二十一条第三項において同じ。）は、特定機器ごとに、当該性能の向上に関し製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。
（性能の向上に関する勧告）

第十九条 通商産業大臣は、製造事業者等が製造し又は輸入する特定機器につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして

定機器について前条の規定により告示されたところに従つてエネルギー消費効率に関する表示をしていないと認めるときは、当該製造事業者等に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、その告示されたところに従つてエネルギー消費効率に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

第五章 雜則

(金融上及び税制上の措置)

第二十二条 国は、エネルギーの使用の合理化○等○を促進するために必要な金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、エネルギーの使用の合理化○等○

第三章 建築物に係る措置

(建築主の努力)

第十三条 建築物の建築をしようとする者(以下「主務大臣」は、特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に對し、合理化計画を確實に実施すべき旨の勧告^{指示}をすることができる。

(建築材料に係る指導及び助言)
公表するものとする。

(性能の向上に関する勧告)
第十九条 通商産業大臣は、製造事業者等が製造し又は輸入する特定機器につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第十七条に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造又は輸入

措置を講ずるよう努めなければならない。
（科学技術の振興）

第二十三条 国は、エネルギーの使用の合理化
○等の促進に資する科学技術の振興を図るため、
研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措
置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第二十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化○に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十五条 通商産業大臣は、第六条第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同条第一項の政令で定める業種に属する事業を行う者に対し、その工場における業務の状況に関し報告させることができ。

2 主務大臣は、第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 通商産業大臣は、第十九条及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第二十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関する

る経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第二十七条 この法律における主務大臣は、通商

産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第六章 罰則

第二十八条 第七条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、記録をせず、又は虚偽の記録をした者

二 第二十五条第一項から第三項までの規定によ

る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用者その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

して各本条の刑を科する。

第三十一条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の規定は、公布の日から

二号の五まで」を「第二十二号の三から第二十二号の六まで」に改め、同条第七項中「同条第十九号に規定する事務 同条第二十号に規定する事務 同条第二十一号、第二十二号、第二十二号の二まで」を「同条第十九号から第二十二号の二まで、第二十二号の七」に改める。

(施行期日)

2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済事情の推移に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(熱管理法の廃止)

熱管理法(昭和二十六年法律第百四十六号)

は、廃止する。

(熱管理法の廃止に伴う経過措置)

前項の規定による廃止前の熱管理法第十二条の規定により交付された熱管理士免状は、第八条第一項の規定により交付された熱管理士免状とみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

16 7 (通商産業省設置法の一部改正)

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の六第十号の次に次の一号を加える。

15 6 12 3 (建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十二号)

の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の大を第二十二号の七とし、第二十二号の二から第二十二号の五までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

22 2 (四) (建設省設置法の一部改正)

法律(昭和五十三年法律第 号)の施行に關すること。

(建設省設置法の一一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十二号)

の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の大を第二十二号の七とし、第二十二号の二から第二十二号の五までを

一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

22 2 (四) (建設省設置法の一部改正)

法律(昭和五十三年法律第 号)の

施行に關すること。

第三条中「第二十二号の二から第二十二号の五まで」を「第二十二号の三から第二十二号の六まで」に改め、同条第七項中「同条第十九号に規定する事務 同条第二十号に規定する事務 同条第二十一号、第二十二号、第二十二号の二まで」を「同条第十九号から第二十二号の二まで、第二十二号の七」に改める。

(施行期日)

2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済事情の推移に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済事情の推移に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

エネルギーの使用の合理化に関する法律案

に対する附帯決議

政府は、現下の国際石油情勢及び長期的なエネルギー需給の動向にかんがみ、一層実効ある省エネルギーの達成を期するため、省エネルギー型産業構造への転換及び総合交通体系の見直しを図るほか、一般的なエネルギーの節約等を総合的に推進する省エネルギー対策を抜本的に拡充強化し、併せて代替エネルギーの開発導入を積極的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

1 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

2 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

3 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

4 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

5 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

6 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

7 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

8 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

9 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

10 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

11 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

12 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

13 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

14 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

15 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

16 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

17 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

18 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

19 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

20 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

21 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

22 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

23 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

24 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

25 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

26 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

27 省エネルギー対策を円滑かつ効率的に推進するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

昭和五十四年五月二十二日 衆議院会議録第一十七号

六九四

衆議院会議録第二十六号中正誤

文三 一 二	段行誤 健康保険法 申出て	正 健康保険法 申立て
--------------	---------------------	-------------------

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二一(大代)
-107